

馬飼養者のみなさまへ

～平成30年度以降の馬伝染性貧血検査について～

背景

馬伝染性貧血の定期検査は、家畜伝染病予防法に基づき、本県では5年に1回行ってきましたが、農水省は馬伝染性貧血清浄度評価専門会議において、「我が国の馬伝染性貧血は清浄化された」との評価を受け、平成29年度末で終了することを決めました。これに伴い、本県でも、定期検査を終了

しました。輸入馬・競走用馬など必要な馬伝染性貧血の検査については、民間の獣医師あるいは検査機関を利用した自主検査となりますので、ご理解ご協力をお願いします。

全国の発生状況推移



輸入馬の自主検査体制

(1) 輸入馬（肥育用馬を除く。）

- 輸入後、少なくとも1か月の間隔をあけてから、着地検査期間中に馬伝染性貧血の検査を受けてください。
- 検査を実施する際には、獣医師に相談してください。
- 採血後、一般財団法人生物化学安全研究所に検査を依頼することができます。

(2) 肥育用馬

- 輸入後、国内で飼養されている肥育用馬以外の馬と隔離して飼養してください。

競走用馬の自主検査体制

- 未検査の競走用馬は当面の間、競馬場等への入厩前に検査を実施することとなります（主要馬産地において実施）。
 - 中央競馬指定交流競走に出走する地方競馬所属の競走馬については、少なくとも過去1回は検査を受けている必要があります。
- ご不明な点がございましたらご連絡ください。



神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷3658

電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124

東部出張所

〒226-0015 横浜市緑区三保町2076

電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432

